

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	山口県
3. 市区町村名	下関市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	120-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.shimonoseki.lg.jp/www/contents/1491450643361/index.html

執行機関名 下関市長

不妊治療費用の補助に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	不妊治療に要する費用の助成に関する事務(以下「不妊治療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの(特定不妊治療を受けている夫婦)
番号法別表第1の項	98	
番号法別表第2の項	120	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年9月30日条例第50号)別表第1 第7の項 不妊治療に要する費用の助成に関する事務(以下「不妊治療費助成事務」という。)であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年五月三十日法律第五十号)第1条	下関市特定不妊治療費助成事業実施要綱第1条
事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。	第1条 不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		下関市特定不妊治療費助成事業実施要綱